

東日本大震災により被災された方・そのご遺族の皆様へ

◇退職金の請求手続きはお済みですか◇

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する退職金共済制度に加入していた会社の従業員の方が退職・死亡された場合、ご本人・ご遺族の方に退職金が支払われることとなります。

1. 東日本大震災で従業員本人が亡くなり、遺族が請求できることを知らない。
2. 事業主が死亡したため、元従業員や遺族が退職金の請求手続きを知らない。
3. 避難を余儀なくされたために事業主と元従業員が必要な連絡を取り合えない。

などにより、退職金が支払われるのに請求していないケースが考えられますので、お心当たりのある方は、ぜひお問合せください。

03-6907-1234

(受付時間 月～金曜日 9:00～17:15)

※土日祝祭日は除く

■お問い合わせの際にご確認させていただく項目は次のとおりです。

事業所名、事業所住所、氏名、生年月日、被共済者番号、連絡先住所、電話番号等をお伺いします。